

六戸町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月
青森県六戸町

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また、子育て中の母親の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいます。そのため、国をはじめ自治体や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが緊急の課題となっています。



このような状況のなか、当町では平成16年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「六戸町次世代育成支援行動計画」を、平成21年には「六戸町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、少子化傾向に歯止めをかけるため安心して子育てができる対策に取り組んできました。また、子育て中の親だけではなく、次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受け、このたび当町では、「子ども・子育て支援法」にもとづく平成27年度からの5年間の第1期とする「六戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

新計画では、これまでの次世代育成支援行動計画の施策を受け継ぎながら新制度における事業を重点施策として位置づけ、取り組むべき事業・方策の見直しを行いました。

最後に、この計画の策定にあたり御尽力いただきました「六戸町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました町民の皆様には心からお礼申し上げます。

平成27年3月

六戸町長 吉田 豊

目次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 他計画との関係	4
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制と町民意見の反映	5
(1) ニーズ調査の調査方法と回収状況等.....	5
6 県や近隣市町村との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 当町における人口と子ども人口の状況.....	9
(1) 人口と子ども人口の推移.....	9
(2) 合計特殊出生率の推移.....	10
2 子育て家庭の状況	11
(1) 子育て世帯の推移.....	11
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	12
3 就労状況.....	13
(1) 当町の就業率	13
(2) 母親の就労状況.....	14
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	17
(1) 子育て支援事業の提供体制	17
(2) 子育て支援事業の利用状況	18
5 施策の進捗評価	20
6 当町における課題の整理.....	22
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の基本目標	26
3 施策の展開図.....	27
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	31
1 教育・保育事業等の提供区域.....	31
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	32
(1) 推計の手順	32
(2) 子ども人口の推計.....	33

(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出.....	34
(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み.....	35
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み.....	36
3 施設型事業.....	37
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	37
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園）.....	37
(3) 認定こども園.....	38
4 地域型保育事業.....	39
(1) 小規模保育事業.....	39
(2) 家庭的保育事業.....	39
(3) 事業所内保育事業.....	39
(4) 居宅訪問型保育事業.....	40
5 相談支援.....	40
(1) 利用者支援事業.....	40
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	41
6 訪問系事業.....	42
(1) 乳児家庭全戸訪問事業.....	42
(2) 養育支援訪問事業.....	42
7 通所系事業.....	43
(1) 子育て短期支援事業.....	43
(2) 一時預かり事業.....	43
(3) 時間外保育事業.....	44
(4) 病児保育事業.....	44
(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）.....	45
8 その他事業.....	46
(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	46
(2) 妊婦健康診査.....	46
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】.....	47
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】.....	47
第5章 次世代育成支援の施策展開.....	51
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援.....	52
施策目標1 地域における子育て支援サービスの充実.....	52
施策目標2 保育サービスの充実.....	53
施策目標3 子育て支援ネットワークづくり.....	54

施策目標4 児童の健全育成・こども医療費助成	55
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進	57
施策目標1 子どもや母親の健康の確保.....	57
施策目標2 食育の推進.....	58
施策目標3 思春期保健対策の充実	59
施策目標4 小児医療の充実.....	60
基本目標Ⅲ 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備.....	62
施策目標1 次世代の親の育成.....	62
施策目標2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	63
施策目標3 家庭や地域の教育力の向上.....	64
施策目標4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	65
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	67
施策目標1 良好な居住環境の確保	67
施策目標2 安全な道路交通環境の整備.....	67
施策目標3 安全・安心なまちづくりの推進等.....	68
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	70
施策目標1 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し.....	70
施策目標2 男女共同参画の推進	71
基本目標Ⅵ 子どもの安全の確保	73
施策目標1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	73
施策目標2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	74
施策目標3 被害に遭った子どもの保護の推進	75
基本目標Ⅶ 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	76
施策目標1 児童虐待防止対策の充実.....	76
施策目標2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	77
施策目標3 障がい児施策の充実	78
基本目標Ⅷ 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり.....	80
施策目標1 多様な就労の場の確保と就労の支援	80
第6章 計画の推進体制	83
1 計画の推進体制	83
(1) 家庭の役割	83
(2) 地域社会の役割.....	83
(3) 学校教育の役割.....	83
(4) 企業の役割	83

(5) 行政の役割	84
2 計画の進捗管理	84
3 計画の周知及び広報活動.....	84
資料編.....	87
1 国における少子化対策の経緯.....	87
2 新たな子育て支援制度の検討の背景.....	88
(1) 新制度の主なポイント.....	88
(2) 子ども・子育て会議の設置.....	89
(3) 新制度の全体像.....	90
3 新制度の事業体系	91
(1) 子どものための教育・保育給付.....	91
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類.....	92
(3) 保育の必要性の認定について	92
4 新制度における公費のしくみ	94
(1) 幼稚園に対する公費のしくみ	94
(2) 保育園に対する公費のしくみ	95
(3) 施設型給付の算定方法.....	96
5 六戸町 子ども・子育て会議条例	97
(1) 設置要綱	97
(2) 委員名簿	98
(3) 会議の開催日と審議内容	98



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」こととしていることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援内容が求められます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、全ての子どもに対して身近な地域において法に基づく支援や援助、保護を可能な限り行うとともに、関連する諸制度と連携しながら一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

六戸町（以降「当町」という。）では、国の少子化対策^{※1}と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に六戸町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、当町では平成27年4月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「六戸町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

2 計画の位置づけ

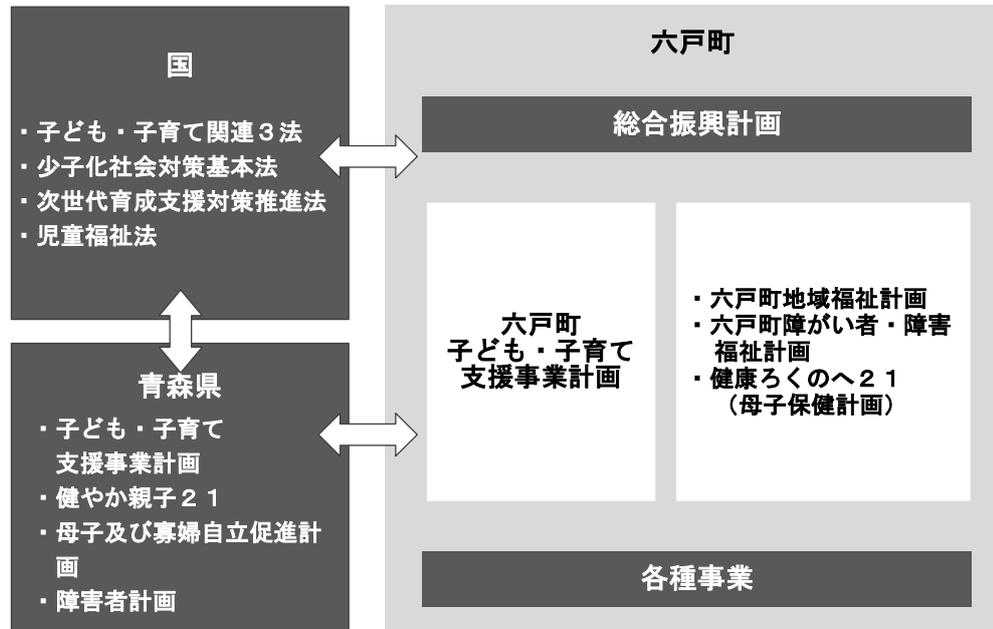
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

^{※1} 国の少子化対策の経緯と子ども・子育て支援制度の説明は、資料編の87頁に記載しています。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「六戸町総合振興計画」のもと、関連する「六戸町地域福祉計画」「六戸町障がい者・障害福祉計画」「健康ろくのへ21（母子保健計画）」との整合性を図りました。

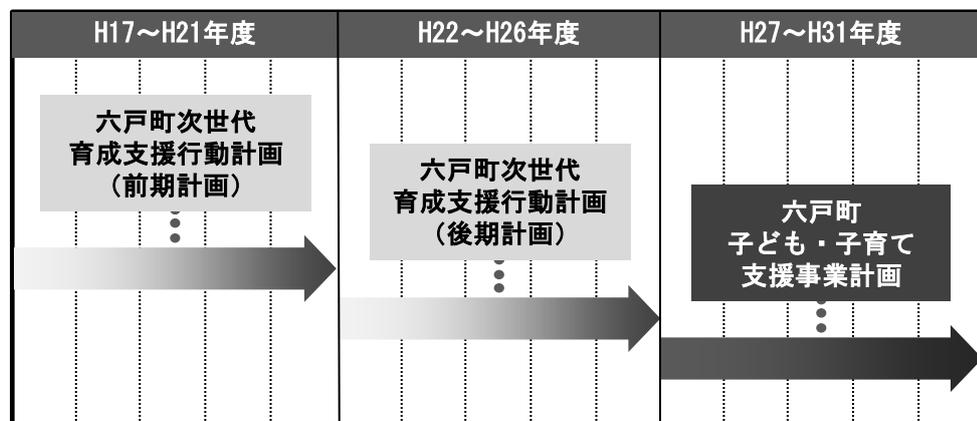
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

図1.2 計画期間

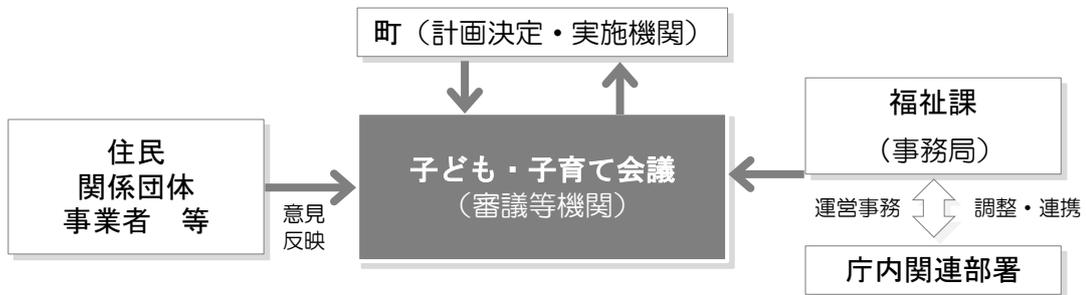


5 計画の策定体制と町民意見の反映

町民公募委員、学職経験者、関係団体代表などから構成される「六戸町子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

図1.3 計画の策定体制



(1) ニーズ調査の調査方法と回収状況等

子ども・子育て支援ニーズ調査は平成25年12月11日～12月27日にかけて実施しました。幼稚園・認可保育所等を利用している就園児の保護者には、施設を通して調査票を配布し、回答は郵送により回収しました。また未就園児の保護者には、郵送による調査票を配布・回収しました。一方、町立小学校に通学している小学生の保護者には、小学校を通して調査票を配布し、回答は郵送により回収しました。

調査の配布・回答状況は、以下のとおりです。

表 1.1 調査票の配布・回収状況

区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	386人	207人	53.6%	429人	251人	58.5%

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。



第2章

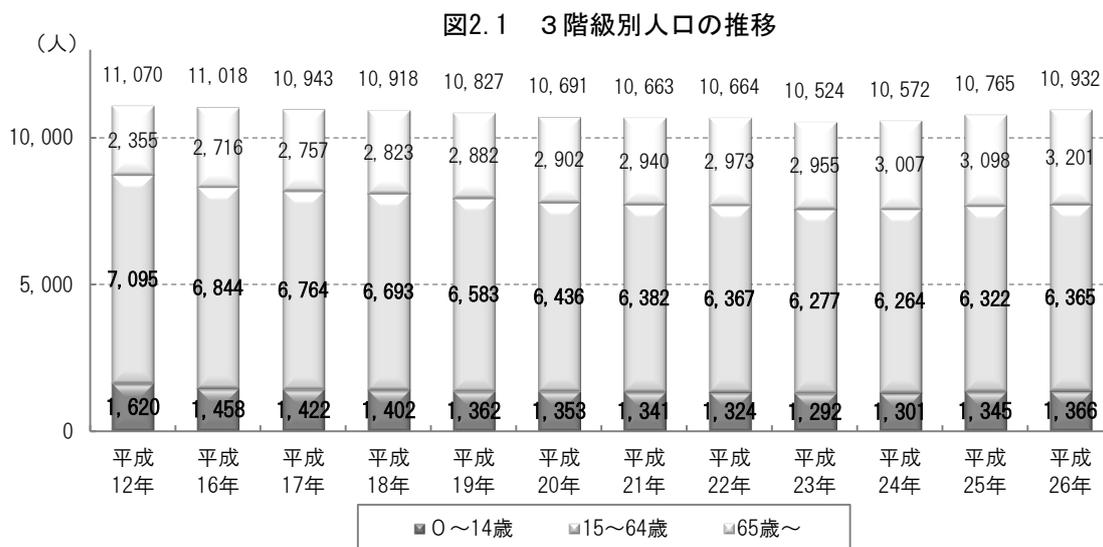
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 当町における人口と子ども人口の状況

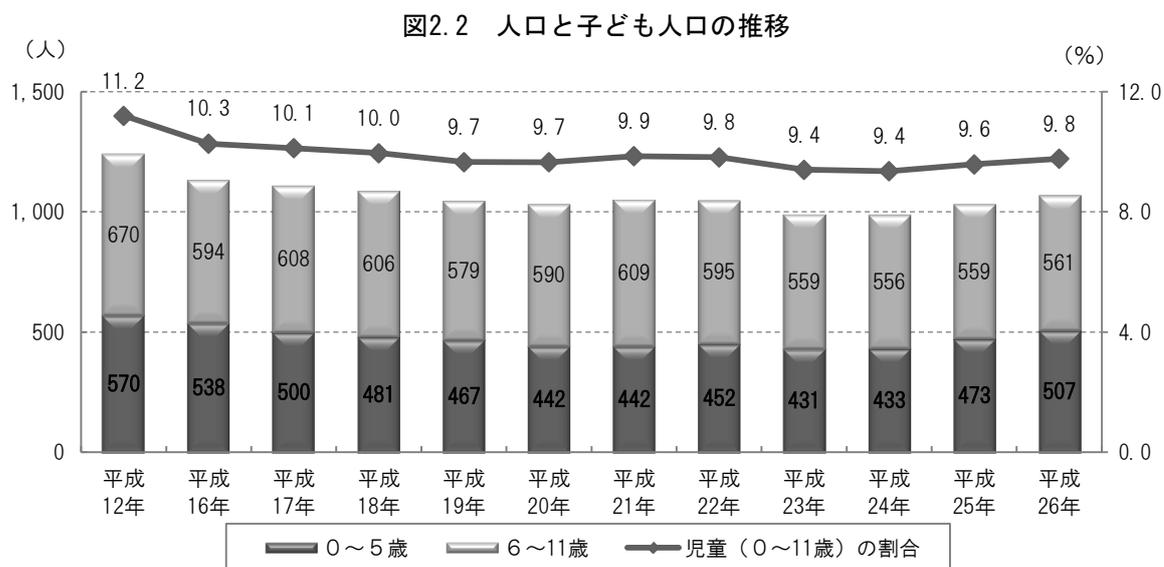
(1) 人口と子ども人口の推移

当町の人口は平成12年以降大きな変化はなくほぼ横ばい状況ですが、3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は大きく増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

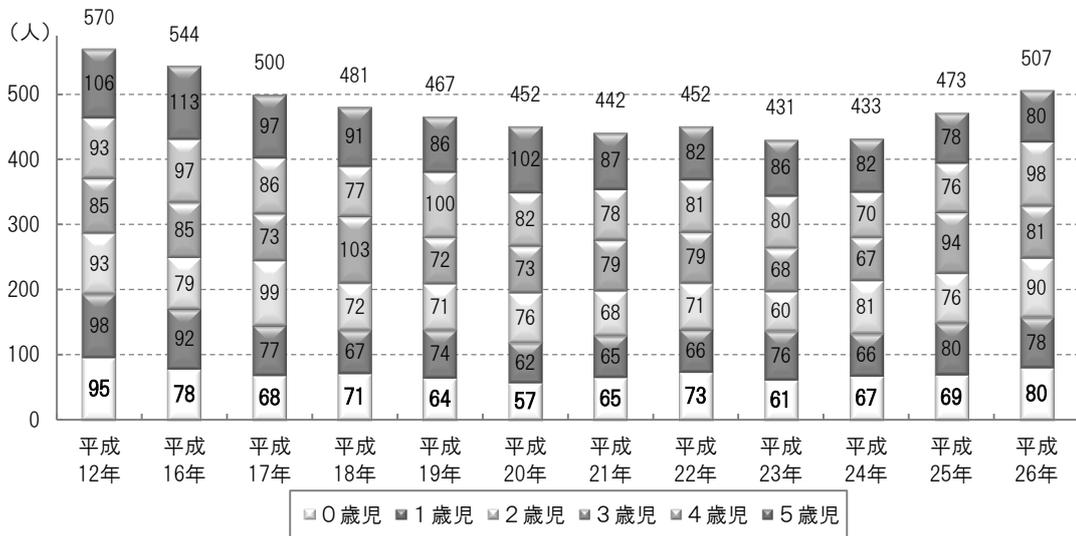
子ども人口（就学前児童および小学校児童）もまた、平成12年以降減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成12年から平成26年にかけて4歳児以外で減少傾向にあります。また、0歳児は平成20年に一時大きく減少し、その後平成22年にやや増加した後平成23年にふたたび減少し、平成26年に増加しています。

図2.3 0～5歳児の人口推移

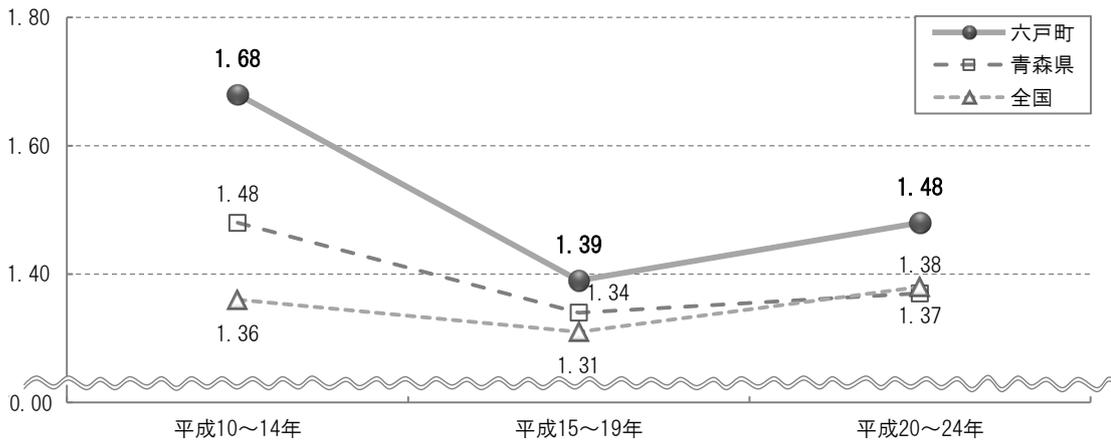


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

当町の合計特殊出生率は、全国・県と同様の傾向にあり、平成10～14年から平成15～19年に大きく低下した後、平成20～24年にかけて上昇しており、両者を上回りながら推移しています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



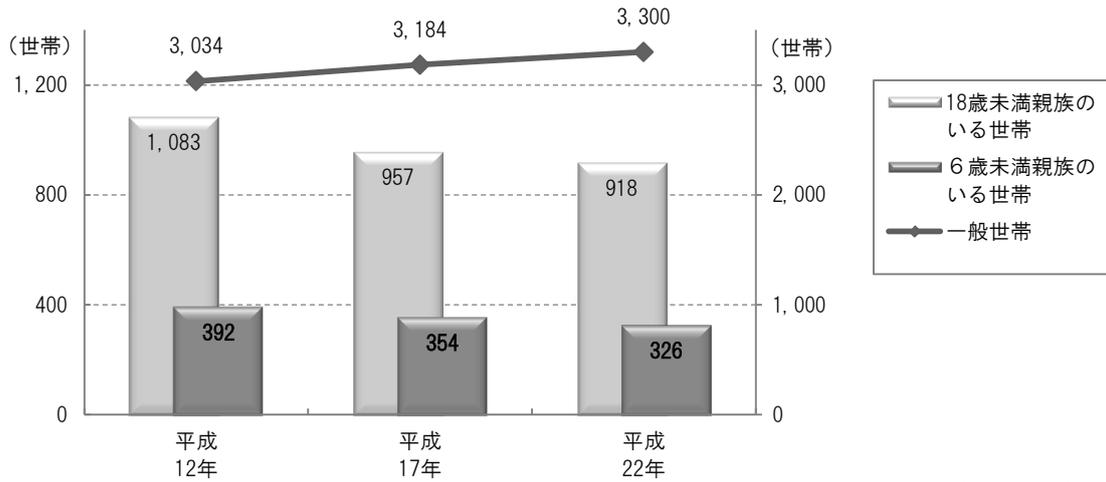
資料：厚労省 人口動態統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は大きく増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

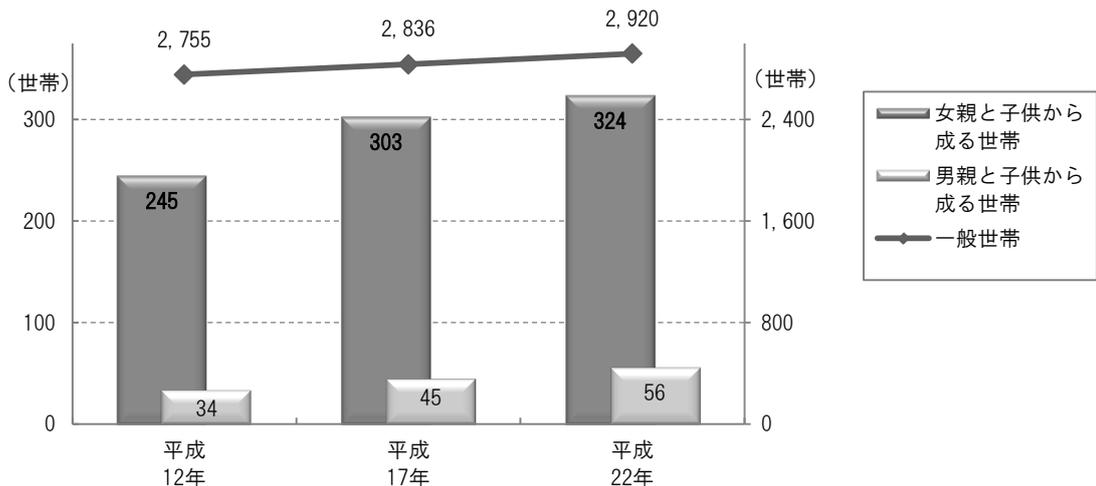
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.6 ひとり親世帯の推移

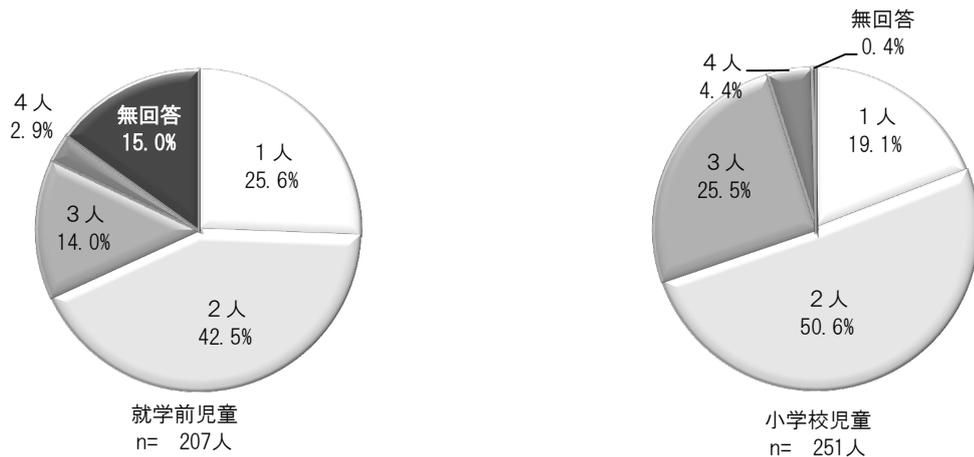


資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は約1割となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

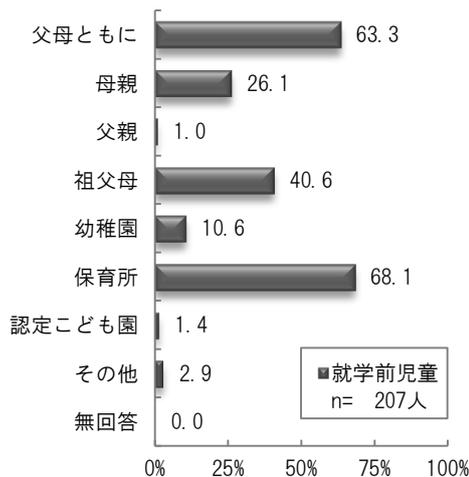
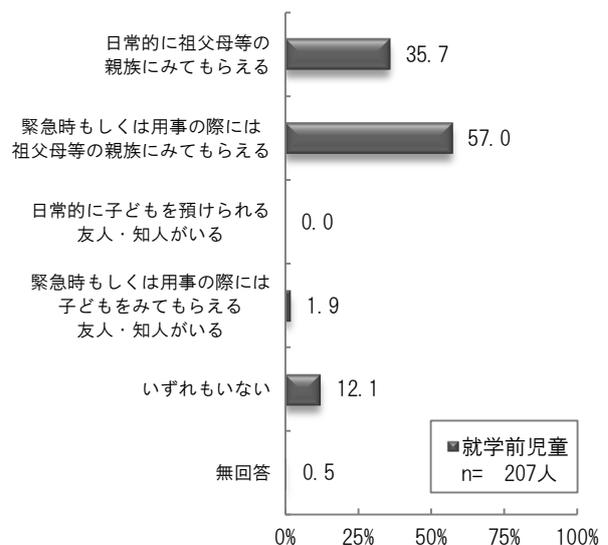


図2.9 主な親族等協力者の状況



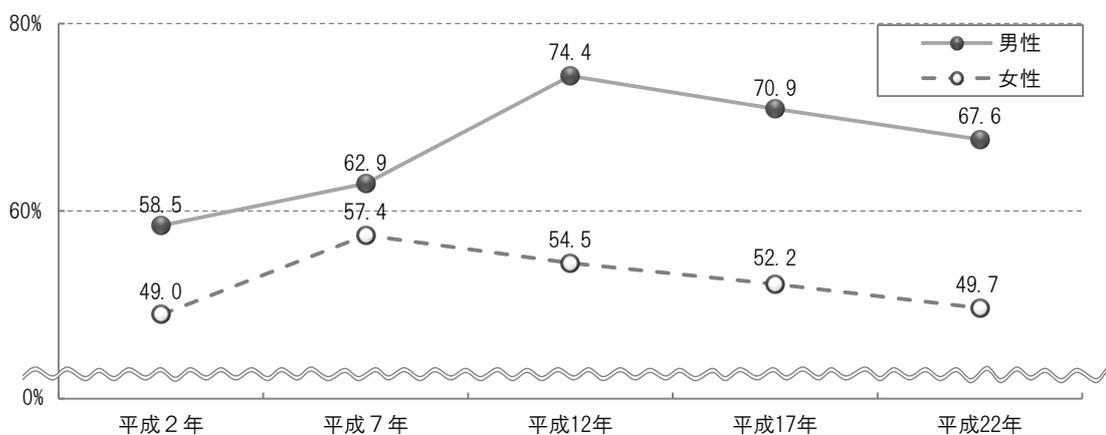
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

3 就労状況

(1) 当町の就業率

当町の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は平成12年に大きく上昇し以降は下降している状況です。女性は平成7年に上昇した後、下降している状況です。男性の就業率の低下には既に離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。他方、女性の就業率の減少幅が小さいということは、離職する高齢者の数よりも20～50歳代の就業者数の増加が大きいと考えられます。

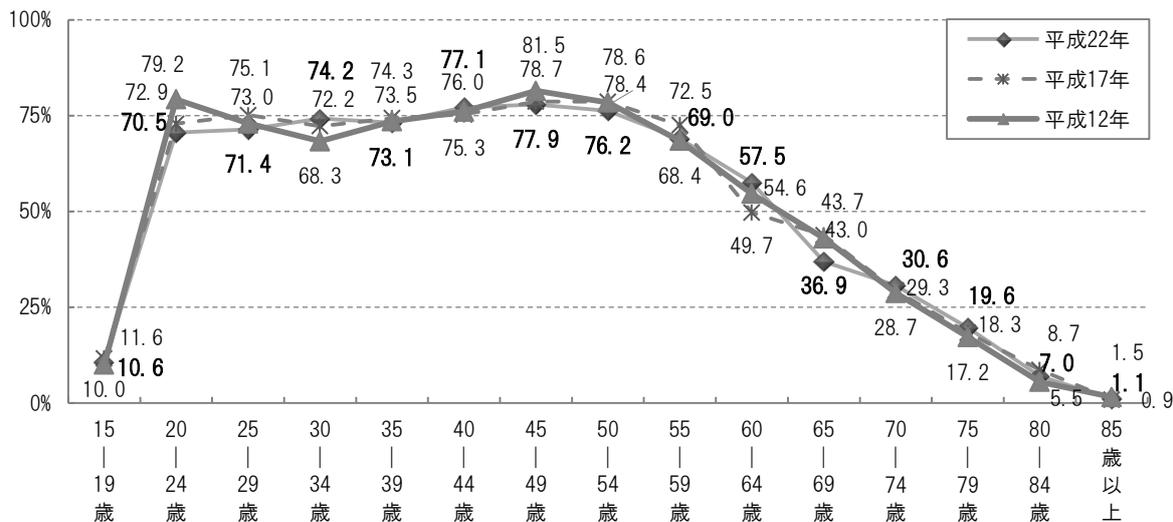
図2.10 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、30～34歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するものであり、子どもの育児（子育て）期間でも就業できるような環境整備が求められます。

図2.11 女性の年齢別労働力率



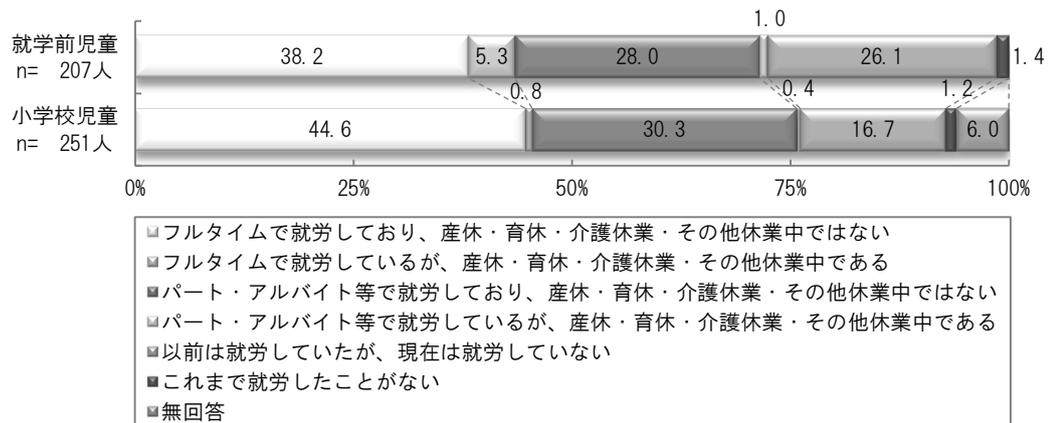
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は7割近くあり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割未満となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が7割以上の状況です。

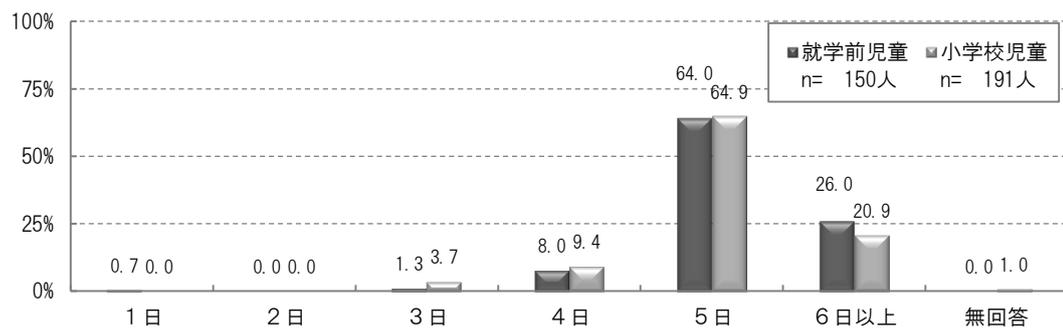
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でともに2割であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

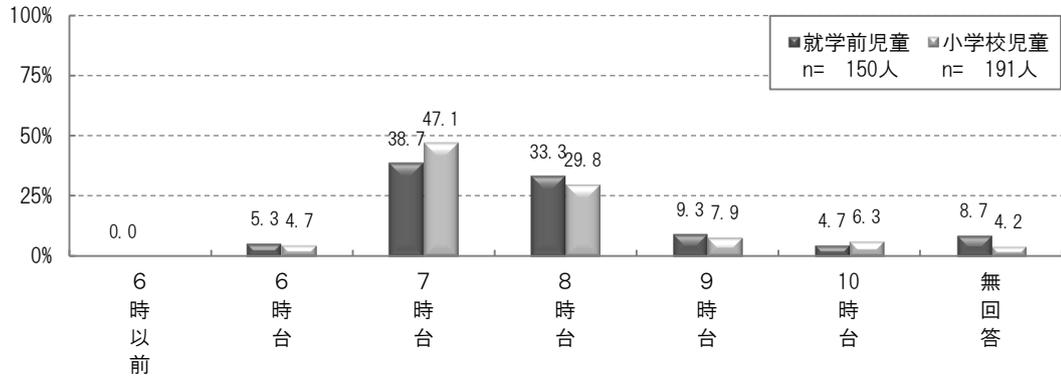
図2.13 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

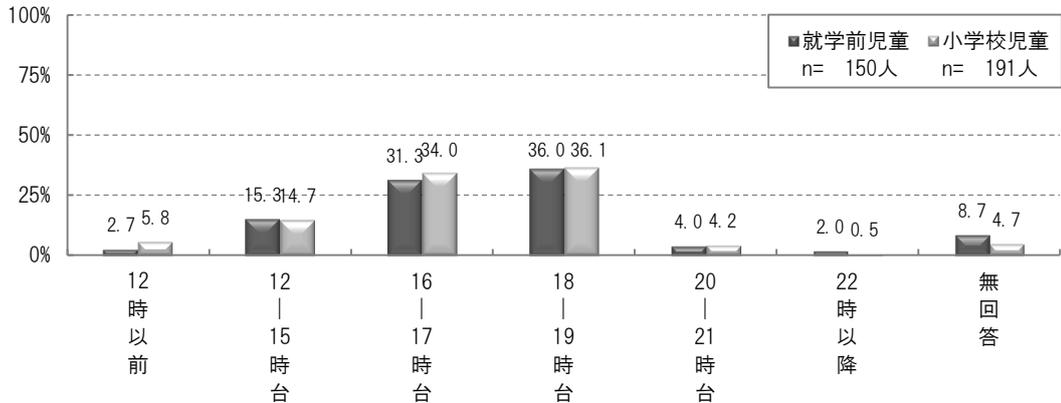
図2.14.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

一方、帰宅時間は「20-21時台」以降の方が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

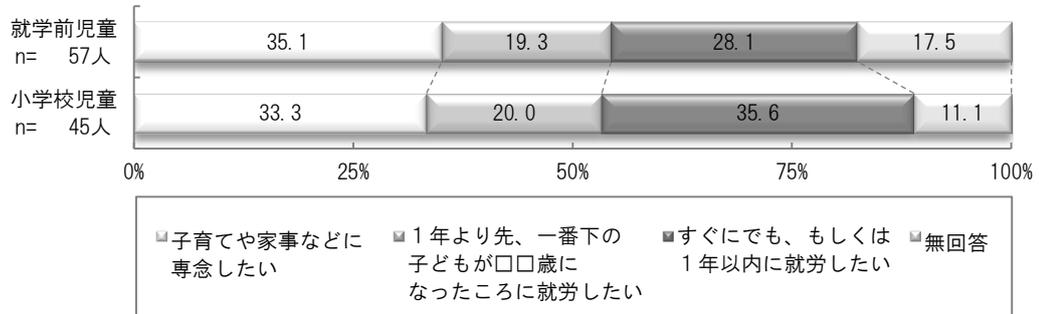
図2.14.2 母親の帰宅時間



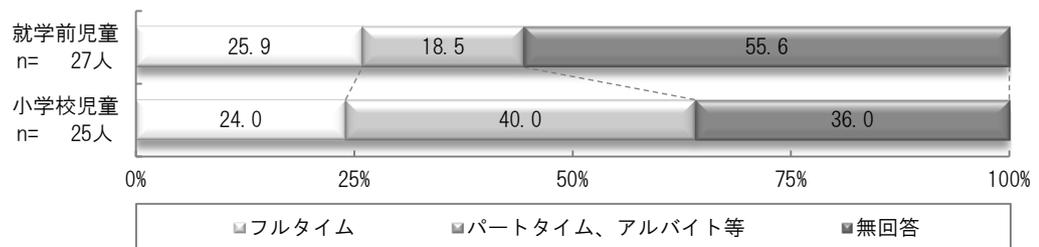
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「1年以内に就労したい」方が3割前後あり、希望する就労形態は「フルタイム」が2割台あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

当町の子育て支援事業の提供体制は、平成26年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では平成26年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年10月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数(人)
1	幼児期の教育・保育事業			
	幼稚園	か所	1	80
	認定こども園	か所	0	0
	認可保育所	か所	3	220
2	地域型保育事業			
	小規模認可保育所	か所	0	0
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	2	0
	一時預かり事業	か所	3	0
	病児・病後児保育事業	か所	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業(預かり会員)	人	0	0
	放課後児童クラブ(学童保育)	か所	4	220

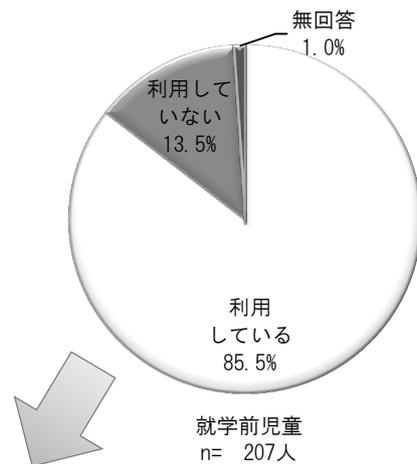
資料：資料：子育て支援課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

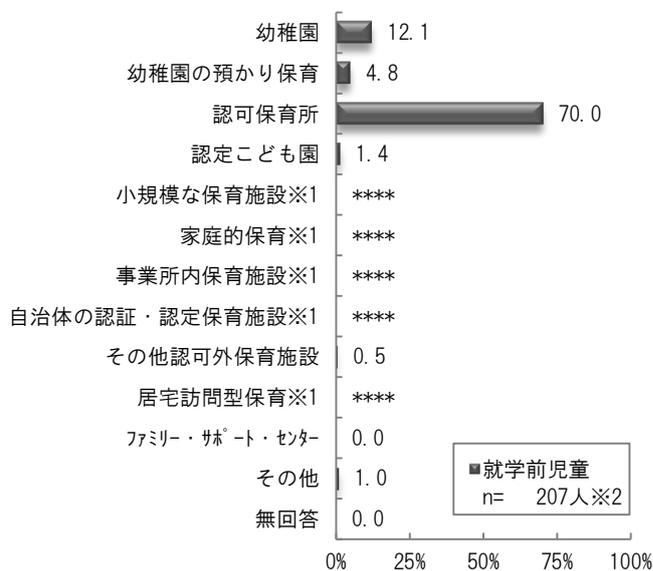
定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は8割強あり、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用し、1割強が「幼稚園」となっています。また、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「その他認可外保育施設」などの利用も少数あるようです。

また、今後の利用については、「認可保育所」の利用希望割合が最も高いほか、「幼稚園」で約3割、「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」で約2割の利用希望があります。

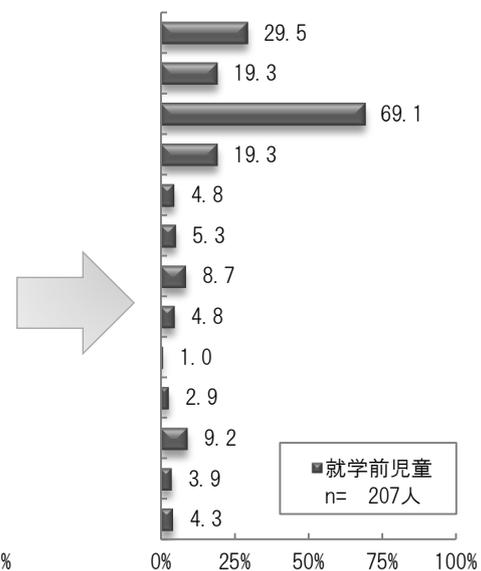
図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用中の定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



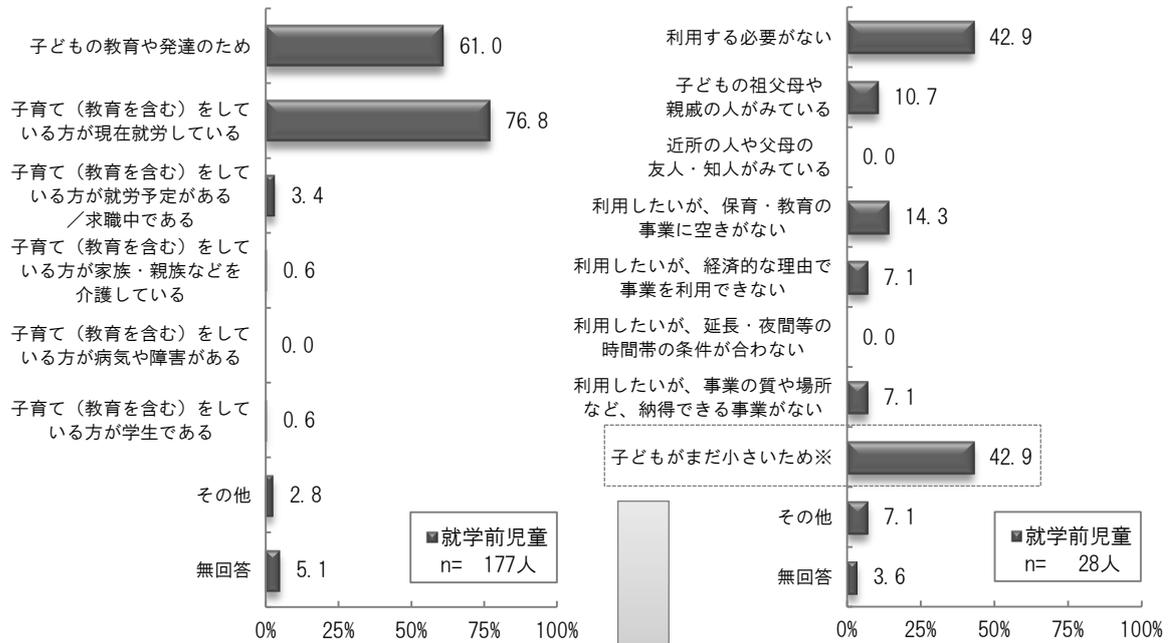
※1 「小規模な保育施設」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」は、当町では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数207人としました。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

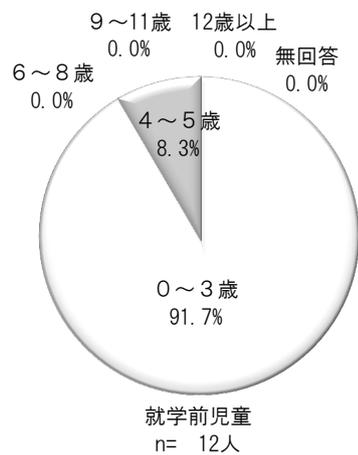
定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」がともに4割台となっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



※（何歳になったら利用しようと考えている。）

利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

5 施策の進捗評価

前計画の「次世代育成支援行動計画（後期）」は、8つの基本目標と24施策127事業により構成され、その結果として目標達成できた59事業（46.5%）、推進できた41事業（32.3%）、計画当初と同じであった21事業（16.5%）、停滞している1事業（0.8%）、未実施だった5事業（3.9%）という進捗評価となりました。

未実施だった事業は、施策「地域における子育て支援サービスの充実」の中の「乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型病後児保育）」「子育て支援ショートステイ事業」、施策「保育サービスの充実」の中の「保育所（園）の整備」、施策「子育て支援ネットワークづくり」の中の「ファミリー・サポート・センターの設置（検討）」、施策「子どもや母親の健康の確保」の中の「パパ・ママスクール」の5事業でした。

停滞している事業は、施策「多様な就労の場の確保と就労の支援」の中の「若年者のU・J・Iターンの促進」の1事業でした。

表2.2 施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	改善推進	現状維持	停滞	未実施
計 画 全 体	127	59	41	21	1	5
(1) 地域における子育ての支援	31	18	7	2	0	4
① 地域における子育て支援サービスの充実	10	8	0	0	0	2
② 保育サービスの充実	6	5	0	0	0	1
③ 子育て支援のネットワークづくり	4	3	0	0	0	1
④ 児童の健全育成	11	2	7	2	0	0
(2) 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進	24	4	11	8	0	1
① 子どもや母親の健康の確保	14	3	9	1	0	1
② 食育の推進	5	0	0	5	0	0
③ 思春期保健対策の充実	2	0	1	1	0	0
④ 小児医療の充実	3	1	1	1	0	0
(3) 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備	26	4	14	8	0	0
① 次世代の親の育成	3	2	1	0	0	0
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	16	1	9	6	0	0
③ 家庭や地域の教育力の向上	3	0	1	2	0	0
④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	1	3	0	0	0
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	6	6	0	0	0	0
① 良好な居住環境の確保	2	2	0	0	0	0
② 安全な道路交通環境の整備	2	2	0	0	0	0

③	安全・安心なまちづくりの推進等	2	2	0	0	0	0
(5)	職業生活と家庭生活の両立の推進	5	5	0	0	0	0
①	仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し	3	3	0	0	0	0
②	男女共同参画の推進	2	2	0	0	0	0
(6)	子どもの安全の確保	10	9	1	0	0	0
①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	4	4	0	0	0	0
②	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	5	0	0	0	0
③	被害に遭った子どもの保護の推進	1	0	1	0	0	0
(7)	要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	22	13	8	1	0	0
①	児童虐待防止対策の充実	7	0	7	0	0	0
②	ひとり親家庭等の自立支援の推進	8	8	0	0	0	0
③	障がい児施策の充実	7	5	1	1	0	0
(8)	若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	3	0	0	2	1	0
①	多様な就労の場の確保と就労の支援	3	0	0	2	1	0

6 当町における課題の整理

当町では、六戸町若者定住促進事業や定住促進新築住宅建設補助金事業などの施策により、人口流入が進み、乳幼児をもつ子育て世帯をはじめとする若年世代の人口増加が、著しく大きな成果を上げています。しかし、その一方でそのような方々の就労場所は三沢市、おいらせ町、六ヶ所村、十和田市、八戸市等近郊の市町村である場合がほとんどです。そのため、通勤時間を多く要し、早い出勤時間と遅い帰宅時間となります。乳幼児をもつ親であれば、保育園等に早い時間から遅くまで預けることができる施設を必然的に希望されますが、十分に対応しきれていないのが現状です。職場近くの保育園等の施設に広域入所を利用して預けるという方法も考えられますが、小学校入学時の環境を考えた場合には地元の保育園の方が都合がよいと考える親も多くいます。住みよい居住環境を整えることと、同時に子を持つ親の育児環境を整備することが当町特有の課題となります。

また、アンケート調査の結果から、保育事業を利用している理由としては、多くの保護者が「教育や発育」のためとしています。このことから認定こども園の整備等により幼児教育の充実を図っていきます。

課題解決のための対策

- ①早朝保育の充実（保育園、認定こども園、学童保育所）
- ②延長保育の充実（保育園、認定こども園、学童保育所）
- ③児童館事業の充実
- ④必要な時に子どもを預けられる人間関係の構築
- ⑤認定子ども園の設置
- ⑥学童保育所の高学年児童利用の対応
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ⑧育児中の母親が就労している職場へ金銭的補助を行い母親の就労形態の優遇促進
- ⑨ベビーシッター利用者に対する経済的支援



第3章

計画の基本理念と 基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画においては、計画の基本理念を前計画「六戸町次世代育成支援計画（後期）」から継承し、引き続き以下のように定めます。

基本理念

豊かなこころが育つまちづくり

また、以下の8つの視点を町子ども・子育て支援を考える上での基本的視点とし、その視点に立った上で、本計画における基本的な目標や施策方向を考えます。

①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する支援。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組み。

③サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できる、柔軟かつ総合的な取り組み。

④社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、社会全体で協力する取り組み。

⑤すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、すべての子どもと家庭に対する幅広い支援。

⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、民間事業者、地域への貢献を希望する高齢者、伝統文化等さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取り組み。

⑦サービスの質の視点

適切なサービス供給量を把握・確保に努めるとともに、サービスの質を高めるため、人材の資質の向上と情報公開やサービス評価等に関する取り組み。

⑧地域特性の視点

地域の特性に準じた利用者のニーズ、及び必要とされる支援に対応した地域主体の取り組み。

2 計画の基本目標

基本理念及び基本的視点から、計画の基本目標として8つ目標を引き続き掲げます。

基本目標1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育て支援を推進します。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

母子保健は、次の世代の人々を健やかに産み育てるための基礎となるものであり、子どもにとっては生涯を通じて健康的な生活を送るための第一歩です。妊娠早期からの健康管理と保健指導を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる取り組みを行います。

基本目標3 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもが心豊かに人を思いやる気持ちを持ち、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けられるよう、家庭や学校をはじめ、地域も含めた教育環境づくりを推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安心して生活できる環境を、公園や道路、居住空間などの多角的な視点から整備、改善していきます。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直しを町民はもちろん企業に対して啓発するとともに、男女ともに多様な働き方が可能となるような職場環境づくりを推進していきます。

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもを犯罪から守るべく、学校、家庭、地域が協力し、関係機関との連携のもと事件・事故の防止を行い、安全な生活環境を整備します。

基本目標7 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

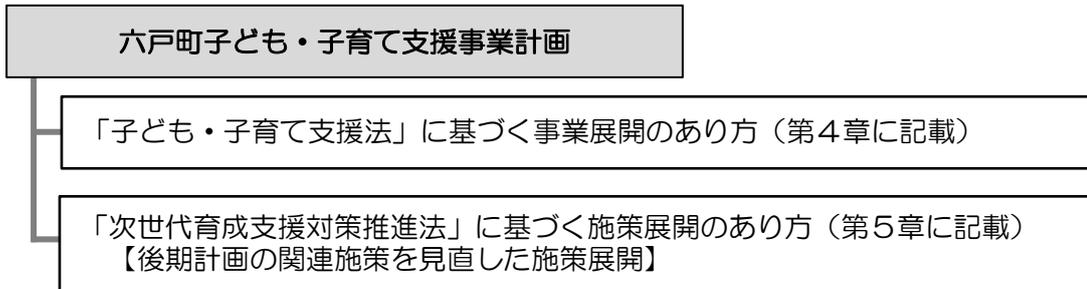
すべての子どもの権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、児童虐待防止に努めます。

基本目標8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

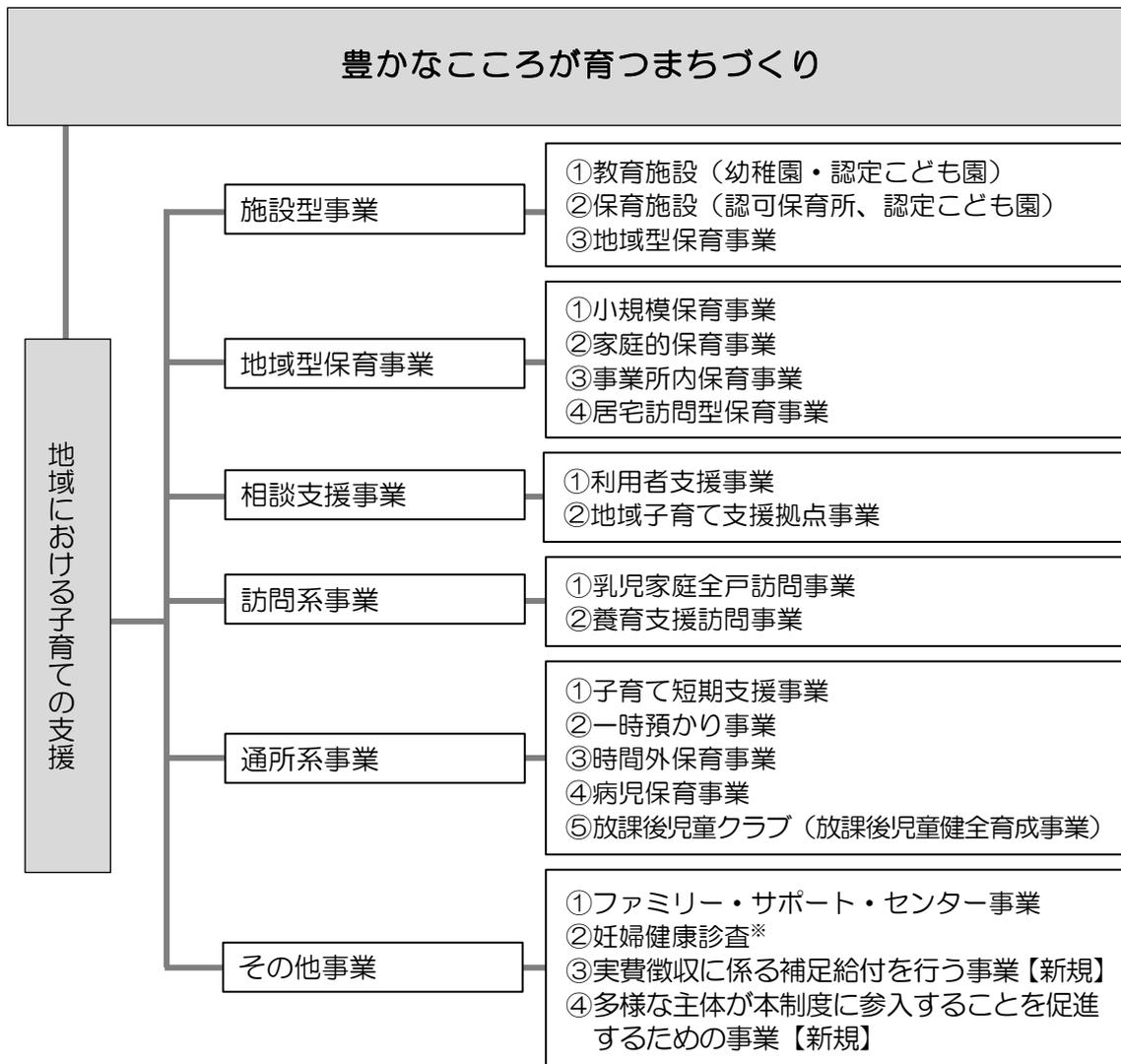
地域に働ける場があり、子どもを安心して産み育てることができる環境は、若い世代が定住を選択する際の大きな基準となるため、就労の場の確保と子育てしやすい地域づくりを推進していきます。

3 施策の展開図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「六戸町次世代育成支援行動計画（後期）」の関連施策の見直しを行い、これらの施策もあわせて計画に記載しました。



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



※妊婦健康診査は、基本目標「母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進」の中で実施します。

■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図

